

三原市人権文化センターだより

発行/三原市人権推進課 編集/三原市人権文化センター
住所/三原市長谷1-6-1 電話/0848-66-1111

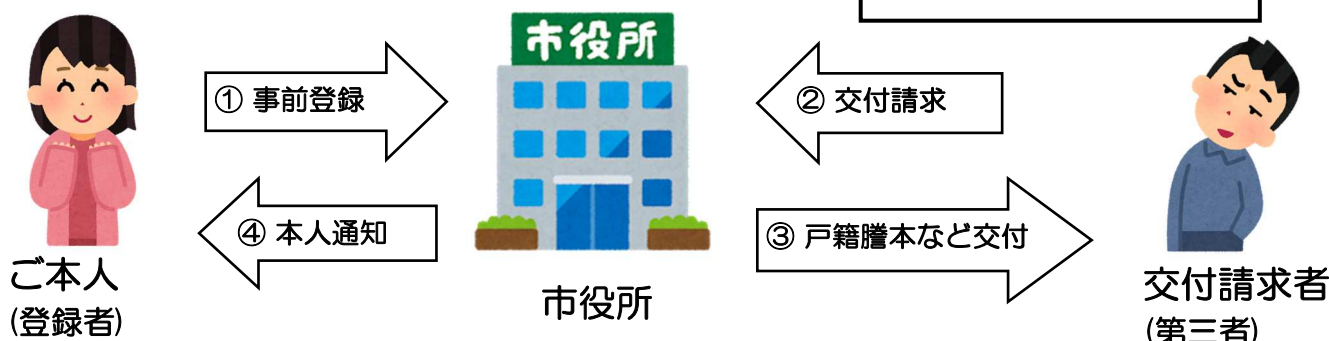
あなたも！

登録型本人通知制度 に登録しましょう！

●どんな制度？

◇ 戸籍謄本(こせきとうほん)などを、第三者に交付した事実をお知らせする制度です。
市区町村が、戸籍謄本などを第三者に交付した場合に、あらかじめ登録されている方に対して、交付した事実をお知らせする制度です。三原市では、平成28年8月1日からこの制度の申請受付を開始しています。
この制度は、まずは本人が登録することから始まる制度です。身元調査によるプライバシーなどの権利侵害に気付くために役立つこの制度に、一人でも多くの方の登録を、ぜひお願いします。

●登録から通知までの流れ



人権講演会(本郷人権文化センター)

日時 10月7日(水) 13:30~15:00
場所 本郷人権文化センター 2階会議室
テーマ いつまでも輝き続けるために
講師 三原市人権推進課 別所 邦彦さん
その他 定員40名(申込み不要), 入場無料
※新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行ったうえで実施します。また感染症の状況によっては、延期・中止となる可能性があります。あらかじめご了承ください。

「かかし祭り」で準優勝！～長谷女性会～



かかしと長谷女性会の皆さん

台風接近のため写真審査となった「第21回交通安全減らそう犯罪かかし祭り」において、長谷女性会出品の作品が見事、準優勝に輝きました！人権文化センター入口にしばらくの間、展示しますので、ぜひご覧くださいね。

人権相談

人権相談員が相談をお受けします。
相談は無料で、秘密は守られます。
お気軽にご相談ください。

- ◇ とき 土・日・祝日を除く10時~16時
- ◇ ところ 三原市人権文化センター
- ◇ 電話 0848-66-1111



■ 人権文化センター略図



【裏面にも記事があります】

人権ひろば

あなたも！

登録型本人通知制度 に登録しましょう！

～おもて面の続き～

● どうやって登録するの？

◇ 登録できる方

三原市に住民票または本籍がある方（過去にあった方を含みます。ただし、死亡した人、失踪宣告等を受けた人は登録できません）

◇ 登録方法

事前登録申請書に、必要事項を記入し提出することで登録できます。

◇ 必要書類

申請者本人の確認書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）

◇ 登録受付窓口

市民課及び本郷支所、久井支所、大和支所の各地域振興課

※詳しくは三原市市民課のホームページをご覧ください。



● 登録するメリットはなに？

◇ 不正取得に対する早期発見

三原市からの通知により、第三者が戸籍等を取得したことがわかりますので、本人の身に覚えのない不正取得があった場合でも、本人がより早く気づくことが期待できます。

◇ 不正取得を抑える効果

多くの方が登録することで、不正取得する人が警戒して不正取得を抑える効果が期待できます。

※注意 第三者から事前登録者に係る戸籍謄本等の交付請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否を事前登録者に確認する制度ではありません。

● 知っていますか？ 戸籍謄本等の不正取得

戸籍謄本や住民票の写しなどには、大切な個人情報が含まれています。そのため、交付を請求できるのは、本人や家族、代理人のほか、8士業（弁護士、弁理士、司法書士、行政書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、海事代理士）が業務上必要な場合などに限定されています。

しかし、法に基づく請求に見せかけ、不正な使用を目的とした請求による不正取得が後を絶ちません。

不正取得された戸籍等は、結婚差別や就職差別、脅迫や嫌がらせなどに使用されたことがあります。

● 不正取得が明らかになったケース

【その1】2011年(平成23年)、東京都の法務事務所が職務上請求用紙を偽造して、不正取得していたことが発覚「情報屋」と呼ばれる者を通じて全国的に不正取得された件数は1万件以上と報道されました。また逮捕後の裁判の中で「85%から90%は結婚相手(の身元調査)と浮気調査に使われていた」と証言されています。

【その2】2017年(平成29年)、大分県で本人通知制度による通知をきっかけに、偽造委任状による戸籍謄本や住民票などの不正取得が発覚し、不正取得した探偵業者が逮捕されています。